

武蔵野市吉祥寺東町 1 丁目市有地利活用検討委員会
報告書

令和 2 年 3 月

武蔵野市吉祥寺東町 1 丁目市有地利活用検討委員会

目 次

I	吉祥寺東町1丁目市有地利活用の基本情報	1
1	吉祥寺東町1丁目市有地取得の経緯	1
2	吉祥寺東町1丁目市有地の概要	1
3	利活用検討における基本的な考え方	3
4	これまでの検討経過	4
II	吉祥寺東町1丁目市有地を取り巻く状況	7
1	吉祥寺東町地域における要支援・要介護認定率及び独居高齢者率の状況	7
2	吉祥寺東町地域における年少人口割合の状況	7
3	吉祥寺東町地域における公共等の施設の状況	8
III	吉祥寺東町1丁目市有地を利用した福祉施設に求められるもの	9
1	第六期長期計画が目指す地域共生社会の実現	9
2	ワークショップ等の提案より導かれた公共・地域課題	11
3	本地に求められる福祉施設コンセプト	13
4	さらに本地において求められる視点	14
IV	吉祥寺東町1丁目市有地を利用した福祉施設の目指すもの	18
1	健やかなくらしと交流を育む「食」の場	18
2	敷居の低い相談の場	20
3	多世代に広がるつながりの場	22
4	多世代が集う多様な場	23
5	誰もが担い手になれる仕組みづくり	25
6	本地で目指す『食と相談を通して多世代の結びつきと支え合いを地域に 広げる場』	27
V	今後について	29
1	庁内検討委員会の設置の必要性について	29
参考		
	中間のまとめパブリックコメントの結果	30
	武蔵野市吉祥寺東町1丁目市有地利活用検討委員会設置要綱	39
	用語集	41
	武蔵野市吉祥寺東町1丁目市有地利活用検討委員会委員名簿	43

I 吉祥寺東町1丁目市有地利活用の基本情報

1 吉祥寺東町1丁目市有地取得の経緯

利活用検討の対象となっている吉祥寺東町1丁目市有地（以下、「本地」という。）は、福祉目的で遺贈された土地（旧平井医院跡地）を含む市有地である。

平成22年12月5日、本地において診療所を開業されていた平井澄子氏が逝去され、居宅兼診療所であった土地建物が市に遺贈された。なお、調査の結果、建物は老朽化等により活用できないと判断されたため、平成29年12月に市で解体工事を実施している。

また、旧平井医院跡地の北側隣接土地について所有者より買い取り要望があり、市は平成29年12月に購入し、敷地が拡大された。

2 吉祥寺東町1丁目市有地の概要

(1) 住居表示

武蔵野市吉祥寺東町1丁目12番

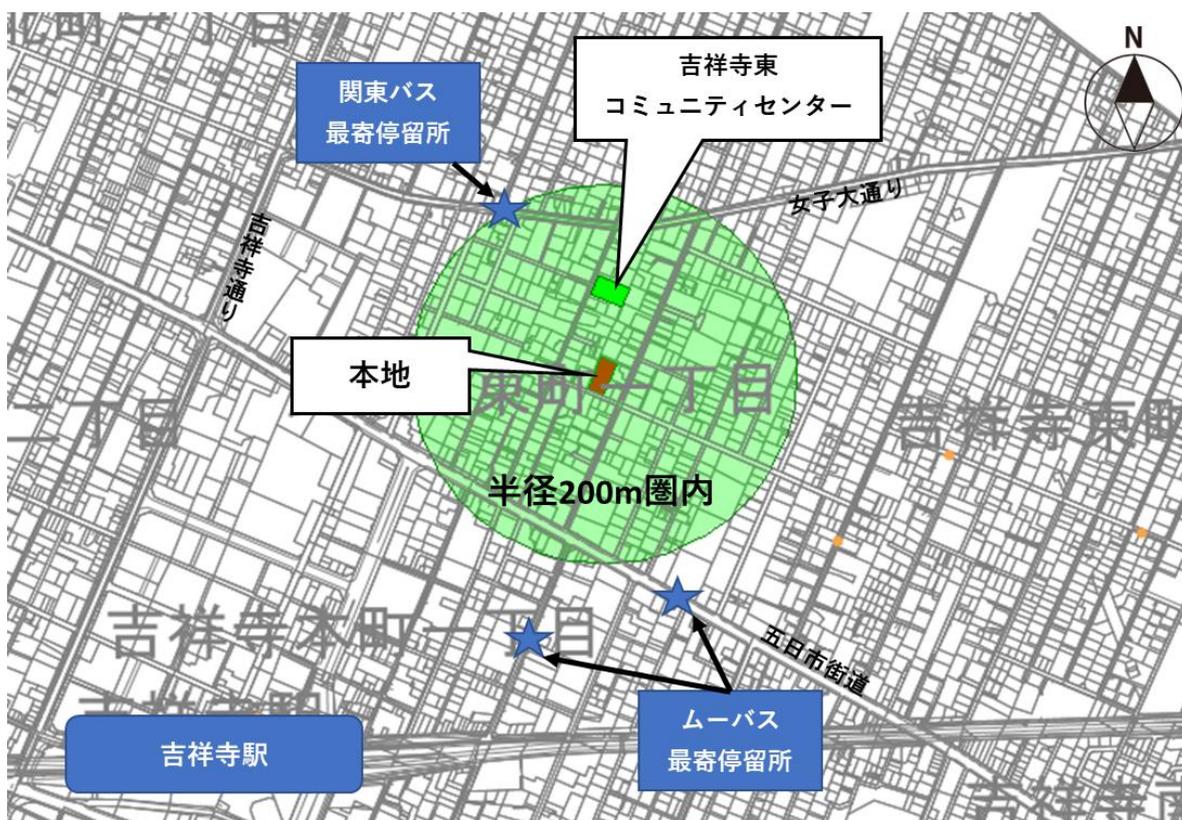
(2) 建築制限等

土地面積	654.87 m ² （道路セットバック部分含む）
用途地域	第一種低層住居専用地域
防火地域	準防火地域
高度地区	第1種高度地区
高さの制限	10m
日影規制	3時間／2時間（1.5m）
建ぺい率	50%
容積率	100%
前面道路	現況幅員 3.46m（南側道路）

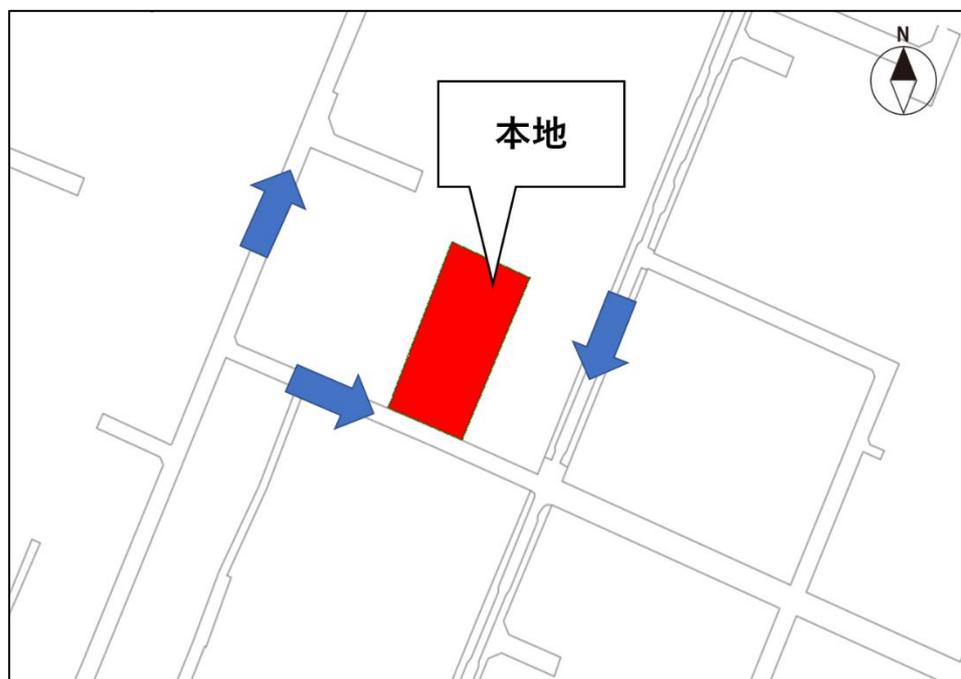
(3) 周辺状況

本地は吉祥寺駅から徒歩8分、関東バスの最寄り停留所から徒歩3分、ムーバスの最寄り停留所から徒歩4分の閑静な住宅街に位置している。前面道路の幅員が狭く、周辺道路がいずれも一方通行（図表2参照）となっているため、車でのアクセスは不便な敷地となっている。また、本地から200メートル以内の距離に吉祥寺東コミュニティセンターが立地している。

【図表1 周辺地図】



【図表 2 交通規制状況】



3 利活用検討における基本的な考え方

(1) 福祉目的の利活用

本地は取得の経緯を踏まえ、遺贈者の遺志を尊重した福祉目的の利活用を前提とする。検討にあたっては、福祉を幅広く捉え、敷地の条件や地域特性を踏まえたうえで、本地で解決を目指すべき福祉機能のうち、真に適しているのは何かという視点での検討が重要である。

(2) 周辺環境との調和を考慮した施設配置

武蔵野市は、第一期基本構想・長期計画以来の三層構造（市全域圏、三駅圏、コミュニティ圏）の考え方にに基づき施設配置を行っており、今後も地域の特性やアクセシビリティも考慮しながら施設配置を行っていくことを前提としている。

このような中、本地は閑静な住宅街に位置し、前面道路の状況や交通規制の関係上、市内全域からの利用を想定する市全域圏の施設ではなく、地域の方々が徒歩や自転車で訪れることを想定するコミュニティ圏施設の設置が望ましいと考える。

また、地上2階建て以下とするなど、周辺環境との調和に配慮する必要がある。

(3) 小規模・多機能・複合型の施設によるサービス拡充

第六期長期計画にて、新たな福祉サービス整備の方針として、本市の地域特性にあわせた小規模・多機能・複合型を基本とし、地域共生社会^{*1}に対応した多世代型のサービスを提供していくことが示された。

これを踏まえ、本地においては、単に複数の機能を1つの建物に集約する「足し算」の考え方ではなく、各機能が有機的につながり、相乗効果を発揮する「掛け算」の考え方を持つことで、多様な人々が集まり交流が生まれ、支え合い、居心地よく過ごせる場を目指すものとする。

4 これまでの検討経過

本地利活用の検討にあたり、検討委員会に先立ってワークショップ、意見交換会、サウンディング型市場調査が実施されている。検討委員会においては、これらの検討経過を踏まえて検討を進めた。

(1) ワークショップ

吉祥寺東町在住の市民 30 名を対象に、吉祥寺東コミュニティセンターにて、平成 30 年 10 月から令和元年 5 月にかけて 3 回実施された。本地に求められる機能について、運営のあり方や空間構成、周辺環境への配慮にも触れつつ議論し、誰もが身近で気軽に立ち寄れる場、多世代交流の促進のほか、常設の相談機能を望む声や、在宅介護支援の必要性を訴える声が上がった。

【ワークショップにおける各グループ提案】

- ・多目的スペース
- ・一時預かり（保育）
- ・子どものフリースペース、サロン、多目的スペース
- ・みんなの食堂、キッチン、テンミリオンハウス
- ・大人のプレイルーム、子どものフリースペース、サロン
- ・おしゃべりサロン
- ・暮らしの保健室^{*2}、マギーズ東京^{*3}
- ・看護小規模多機能型居宅介護^{*4}
- ・ショートステイ
- ・トレーニングルーム
- ・診療所
- ・庭の活用（バーベキューなど）、既存樹木の保存等

- ・防災拠点

(2)意見交換会

平成31年3月7日(木)19時より武蔵野公会堂にて行われた。14名の参加があり、多世代交流や誰もが気軽に立ち寄れる場などワークショップと共通する意見のほか、地域を活動拠点とする新たな担い手発掘の場、動物と触れ合える場などの意見が出た。

【意見交換会にて挙げられた意見】

- ・若い世代や、やる気のある人に開かれた、自由でくつろいだ雰囲気のある場
- ・高齢者と子育て世代が一緒に使える場
- ・高齢者が昼間に集まって懇談できるようなサロン
- ・がん、障害、難病の方を含め、専門職のサポートが受けられ、不安に寄り添ってくれる場所
- ・がんとうまく付き合いながら生きていくための、医療機関とは違う「泣ける場所」
- ・ショートステイなど、在宅の看護・介護を支える機能
- ・アニマルセラピーの場
- ・対象者の制限がなく、予約なしで利用できる施設

(3)サウンディング型市場調査

サウンディング型市場調査とは、事業の検討段階で民間事業者と対話を行い、民間活力導入の可能性や市場性の有無を探る調査である。

本地の利活用に関するサウンディング型市場調査は、平成31年1月15日(火)に実施要領を公表し、平成31年3月1日(金)から3月12日(火)にかけて5グループの事業者との対話を実施され、事業採算性を踏まえた活用アイデアが示された。一方課題として、前面道路の狭さや周辺道路の交通規制があることから、利用者の送迎や訪問等で車の使用が必須となる機能の場合、駐車スペースの確保が困難であることや、不便であるといった指摘が挙げられた。

【活用アイデア】

- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・障害者グループホームを中心とした複合施設
- ・地域密着型特別養護老人ホーム(サテライト型)
- ・老人福祉センター(B型)と看護小規模多機能型居宅介護の複合施設
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・福祉作業所を中心とした複合施設

【課題として挙げられた意見】

- ・敷地規模があまり大きくないため、複合施設とした場合は収益施設部分の床面積が
 圧迫され、事業採算性の確保が難しい
- ・前面道路が狭く、交通規制があるため、車を利用する施設としては使いづらい
- ・近隣に駐車場を確保する場合、地価が高く場所もないため事業採算性にあわない

(4) 市有地利活用検討委員会

平成 30 年度より行ってきた(1)～(3)の検討を基に、令和元年 8 月 16 日に学識経験者、地域委員、一般公募による市民委員、市職員による検討委員会が設置され、市長により委嘱された。

本検討委員会では、市有地に設置する施設の用途に関する事項や設置する施設の複合化及び多機能化に関する事項のほか、市有地の利活用について市長が必要と認める事項について検討し、市長に報告するものである。

本検討委員会における検討にあたっては、先に述べた利活用検討における基本的な考え方に加え、以下の項目を議論の視点とした。

- ①ワークショップや意見交換会、サウンディング型市場調査での議論経過を踏まえる。
- ②これまでの議論や武蔵野市の方針等を踏まえ、不足している視点を補完する。
(地域共生社会の推進、人材確保と育成、福祉のネットワークの拠点等)
- ③本地で解決を目指すべき公共・地域課題のうち、真に適しているものは何かという視点を持つ。
- ④第六期長期計画にて武蔵野市が目指す『誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち ～未来に挑戦！武蔵野市～』を実現するべく、今求められている地域ニーズに加え、未来への投資を実現していくための長期的な視点を持つ。
- ⑤必要な機能やサービスを提供するための場のあり方や、時間・空間的工夫の議論にあたっては、第六期長期計画でも触れている「本市の地域特性にあわせた小規模・多機能・複合型を基本として、地域共生社会に対応した多世代型の新たなサービス及び施設』となるような視点を持つ。
- ⑥サービスの提供主体やあり方の検討では、第六期長期計画にて重点施策としている『武蔵野市ならではの地域共生社会の推進』の実現のため、『保健・医療・福祉・教育等の地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した支え合いのまちづくり』の視点を持つ。

Ⅱ 吉祥寺東町1丁目市有地を取り巻く状況

1 吉祥寺東町地域における要支援・要介護認定率及び独居高齢者率の状況

平成30年版武蔵野市地域生活環境指標によると、吉祥寺東町地域の老年人口比率は24.4%であり、市全体の22.1%を上回っている。一方、要支援・要介護認定率については、市全体18.3%に対し、1丁目のみ20.5%と平均を上回っているが、2～4丁目は平均を下回る数値となっている。また、独居高齢者率については、市全体32.3%に対し、30%未満を示している。

なお、要支援・要介護認定率の推計によると、今後認定率増加が想定されている。

2 吉祥寺東町地域における年少人口割合の状況

平成30年版武蔵野市地域生活環境指標によると、吉祥寺東町地域の年少人口比率は9.2%であり、市全体の11.7%を下回っている。中でも本地が所在する1丁目は6.7%であり、市内で最も低い割合となっている。

【図表3 年齢階層別人口比率・要支援・要介護認定率・独居高齢者率（平成30年版武蔵野市地域生活環境指標より抜粋）】

（平成30年1月1日現在）

	年少人口比率 (15歳未満)	老年人口比率 (65歳以上)	要支援・要介護 認定率	独居高齢者率 (※)
市全体	11.7%	22.1%	18.3%	32.3%
吉祥寺東町	9.2%	24.4%	(18.4%)	(26.8%)
1丁目	6.7%	23.4%	20.5%	29.2%
2丁目	8.3%	25.1%	17.7%	27.9%
3丁目	12.0%	24.6%	18.1%	23.9%
4丁目	10.5%	23.5%	17.3%	25.7%

※独居高齢者率は平成29年1月1日現在の数値を示す

※（）の数字は地域生活環境指標に示されていないが事務局で算出した

【図表4 要支援・要介護認定率の推計（第7期介護保険事業計画より抜粋）】

区分	H31(2019)	H32(2020)	H37(2025)	H52(2040)
要支援・要介護認定率	20.5%	21.2%	22.9%	23.2%

3 吉祥寺東町地域における公共等の施設の状況

吉祥寺東町地域は、平成 28 年の「岡田さんち」閉所以降、高齢者等の福祉施設の空白地域となっている。また、吉祥寺東町地域は大部分が第一種低層住居専用地域に位置づけられ、公共施設用地として活用できるまとまった敷地の確保が困難であることから、本地の利活用にあたっては、福祉施設の空白の解消を図る視点での検討が必要となる。

子育て支援施設については、近隣に 0 1 2 3 吉祥寺があり、保育施設も複数箇所設置されているため、本地における子育て支援サービスの検討にあたっては、このような近隣施設との重複を避けることを留意すべきである。

そのほかワークショップ等で地域に不足していると指摘されたものとして、医療機関、乳幼児の一時預かり、中高生の居場所が挙げられた。医療機関は特に 3 丁目、4 丁目が少ない状況となっている。また、中高生の居場所としての目的が明確である施設は吉祥寺東町地域には設置されていない。

Ⅲ 吉祥寺東町1丁目市有地を利用した福祉施設に求められるもの

1 第六期長期計画が目指す地域共生社会の実現

本地での福祉機能を検討するにあたっては、ワークショップ等で挙げられた意見をはじめとした地域ニーズに加え、未来への投資を実現していくため、長期的な視点が必要である。第六期長期計画に記載された事項を順に掲げ、本地の利活用検討を行う上での重要な視点とする。

(1) 武蔵野市の目指すべき姿と基本目標

武蔵野市の今後10年後の姿を見据えた第六期長期計画では、「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち」を10年後の目指すべき姿とし、それを実現するため、以下の5つの基本目標を掲げている。

- ・多様性を認め合う 支え合いのまちづくり
- ・未来ある子どもたちが 希望を持ち健やかに暮らせるまちづくり
- ・コミュニティを育む 市民自治のまちづくり
- ・このまちにつながる誰もが 住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり
- ・限りある資源を生かした 持続可能なまちづくり

(2) 重点施策

第六期長期計画期間中に特に重点的に取り組む8つの重点施策を掲げており、その一つ目に、「武蔵野市ならではの地域共生社会の推進」を掲げている。

「全ての市民が、その年齢、状態、国籍にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した、継続的かつ体系的な支援を行っていく。このことによって、高齢者、障害者をはじめ、全ての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる、支え合いのまちづくりを推進する。」としている。

(3) 健康・福祉分野における基本施策

基本施策1「まちぐるみの支え合いを実現するための取組み」において、「武蔵野市ならではの互助・共助の取組み」が掲げられ、「支える側と支えられる側という関係性を越えて、誰もが地域活動の担い手となるよう、支え合いと活躍の場を広げていく。」といったことや「地域住民による自主的な活動に関する場所の確保や、運営を担う人材の発掘・育成、取組みの周知といった課題への対応を図っていく。」とさ

れている。

また「地域共生社会の実現に向けた取組み」として「誰もがその人の状況に合った支援が受けられるという全世代・全対象型の包括的な支援体制を構築し、地域共生社会の実現に向けた取組みを進める。」とされている。

基本施策5「新しい福祉サービスの整備」では、「本市の地域特性にあわせた小規模・多機能・複合型を基本として、地域共生社会に対応した多世代型の新たなサービス及び施設を整備する。」といった施設整備に関する事にも言及するとともに「新たなニーズに対応するための福祉サービス再編の検討」として、「公共施設の維持管理及び更新については、真に必要なサービスを持続的に提供できるよう計画に基づき整備を行う。」といったことも記載されている。

(4) 子ども・教育分野における基本施策

基本施策4「子どもの「生きる力」を育む」では、「青少年健全育成事業の充実」が掲げられ、「社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子どもや青年に対して、(略)安心して過ごし、集うことができる地域における多様な居場所についても検討を行う。」とされている。

また、「不登校対策の推進と教育相談の充実」においては、「チャレンジルームの拡充やフリースクールとの連携強化など、多様な学びの場を確保するための検討を行う。」といった記載もされている。

(5) 第六期長期計画から導き出される福祉施設（場）のあり方

上記(1)～(4)に記載した施策等を踏まえ、武蔵野市における福祉施設のあり方を以下に整理する。

第六期長期計画から導き出される福祉施設（場）のあり方

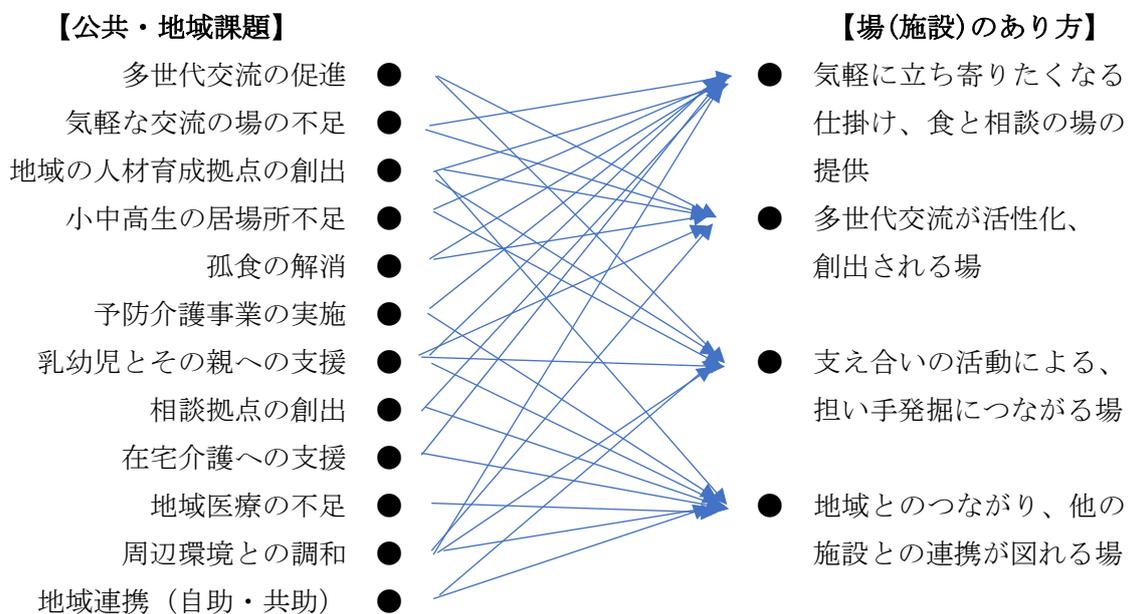
- ・(誰もがその人に合った支援が受けられる) 地域共生社会実現の場
- ・(支え合いと活躍により) 誰もが担い手となる人材発掘の場
- ・地域住民による自主的な活動の場
- ・青少年が安心して過ごし、集うことができる地域における多様な居場所、多様な学びの場
- ・多世代型の新たなサービスを提供する施設
- ・地域特性にあわせた小規模・多機能・複合型の施設

2 ワークショップ等の提案より導かれた公共・地域課題

本検討委員会では、ワークショップ等での提案要素から導き出される公共・地域課題を次のとおり整理した。

【ワークショップ等提案要素】		【導き出される公共・地域課題】
<ul style="list-style-type: none"> ・多目的スペース ・サロン、おしゃべりサロン ・大人のプレイルーム 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代交流の促進 ・気軽な交流の場の不足 ・地域の人材育成拠点の創出
<ul style="list-style-type: none"> ・子どものフリースペース 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・小中高生の居場所不足
<ul style="list-style-type: none"> ・みんなの食堂、キッチン 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・孤食の解消
<ul style="list-style-type: none"> ・テンミリオンハウス ・トレーニングルーム 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・予防介護事業の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり（保育） 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児とその親への支援
<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしの保健室 ・マギーズ東京 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・相談拠点の創出
<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護 ・ショートステイ 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護への支援
<ul style="list-style-type: none"> ・診療所 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療の不足
<ul style="list-style-type: none"> ・庭の活用（バーベキューなど） ・既存樹木の保存等 ・地域防災拠点 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境との調和 ・地域連携（自助・共助）

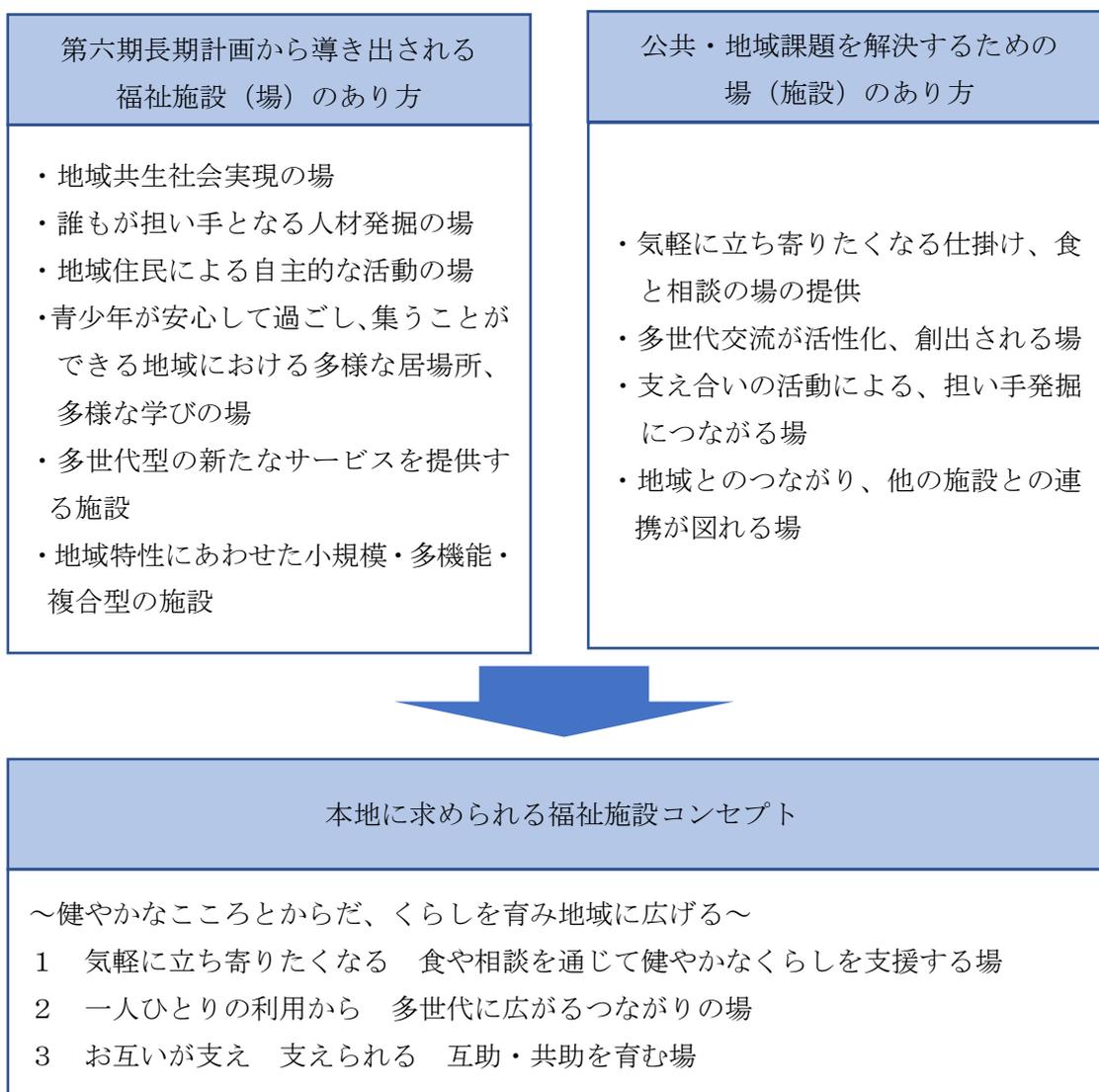
これらを公共・地域課題を解決するための場（施設）のあり方としてまとめ、関連性を整理すると以下のとおりとなる。



3 本地に求められる福祉施設コンセプト

本地がかつて平井医院として地域医療を担っていたことを踏まえつつ、前記1 (5) にて掲げた「第六期長期計画から導き出される福祉施設（場）のあり方」と、2にて掲げた「公共・地域課題を解決するための場(施設)のあり方」とを合わせ、「本地に求められる福祉施設コンセプト」としてまとめる。

【図表5 第六期長期計画及びワークショップ等から導き出される施設コンセプト】



4 さらに本地において求められる視点

本検討委員会は、ワークショップ等における市民の提案及び第六期長期計画を踏まえ、さらに本地に求められる視点について議論を行った。

(1) 外国人や障害者など支援を必要とする人への合理的配慮

第六期長期計画で「国内では在住外国人が増加傾向にあり、本市で生活し、学び、働く外国籍市民も増加している。定住化の傾向から、育児・教育・福祉・防災など多分野での生活支援のためのニーズが生じている。」と、言葉や慣習の壁がある外国籍市民への支援の必要性が明記されている。

障害者への配慮も重要な視点であり、上記の外国人や障害を持った人に加え、高齢者や一時的にけがをした人、病気を患った人、妊婦、ベビーカーを押す人なども含め、支援を必要とする人への合理的配慮により、本地が誰にとっても利用しやすく、活躍のチャンスを生む場となることを期待する。

① 情報提供

- ・多様な手段や方法の活用
- ・テキストデータ、AI、絵や写真、多言語、やさしい日本語等

② 専門機関への仲介的な役割

- ・本施設だけで問題を解決するのではなく、ニーズに合った専門機関へつなげる連携、ネットワークづくり

③ 「互助・共助」の担い手としての認識

- ・当事者の声を発信することをサポートする
- ・国際交流セミナーや勉強会の講師などとして、本施設の活動への参加

(2) 庭の活用を通じて醸成する互助・共助のしくみ

魅力ある屋外空間の創出は、道行く人の興味をそそり、立ち寄りたくなる場の仕掛けとして有効であると考え。また、オープンな雰囲気の中での屋外イベントは、普段あまり地域活動をしていない人でも気軽に参加することができ、地域とのつながりを持つきっかけが生まれやすい。

建物の中だけでなく、庭も積極的に活用することで、新たな利用者層の掘り起こしにもなり、災害時に特に重要となる地域の結束力が高まり、互助・共助が育まれることを期待したい。

(3) 地域活動の担い手づくり

これまで武蔵野市は互助・共助によって地域の暮らしを支えてきたと評価している。

しかしながら、今後の担い手不足も懸念されているところである。これからの人生 100 年時代を見据え、これまでの支える側と支えられる側という関係性を越えて、支えられる側が時には支える側にまわる互助・共助の関係性を構築することが重要である。本施設の活動に参加し役割を持つことで、帰属意識を生み運営を担う人材の発掘・育成につながっていくことを期待したい。

施設を利用した中高生が、たまたま多世代交流を通じたイベント等の手伝いをしたことでやりがいを見出し、今後のボランティアに関わるきっかけとなっていくといった、施設の複合化による若い人材の育成機会の創出といった効果も考えられる。

(4) 地域のコミュニティセンターとの役割分担・連携

地域コミュニティの創出や、地域活動の拠点としての機能は、既設のコミュニティセンターに委ねるなどの役割分担を整理したうえで、本地にて検討する施設は機能重複がないことが重要である。また、時として本施設での活動をコミュニティセンターへつなげるなど、相互に連携する仕組みの構築ができる場となることを目指す。

(5) 在宅介護支援

在宅介護支援の仕組みとして、看護小規模多機能型居宅介護を本地に設けることについて、ワークショップや本検討委員会において、議論されてきたところである。一方、サウンディング型市場調査では本地に設けることについて課題を指摘された。そこで、看護小規模多機能型居宅介護に関する制度、市の位置づけや課題等を次のとおり整理する。

①看護小規模多機能型居宅介護の制度について

退院直後の在宅生活へのスムーズな移行への支援、がん末期等のターミナルケア*₅、病状不安定期における在宅生活の継続等の医療ニーズが高い利用者、家族のレスパイトケア*₆などに対応するために、利用者宅からの「通い」、利用者宅への「訪問」、「泊まり」などのサービスを組み合わせることにより、多様な療養支援を行うものである。登録定員は 29 名以下で、通いの定員は 18 名、宿泊定員は 9 名までとなっている。

②看護小規模多機能型居宅介護のメリットとデメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ●複数のサービスを提供し、なじみのスタッフが一体的にケアをするので、安心できる ●中・重度の要介護状態で医療ニーズがある利用者の在宅ケアを支えること 	<ul style="list-style-type: none"> ●「通い」「訪問」「泊まり」を一体的に提供していること、登録制であるため、他のサービスや事業者との組み合わせが難しい 例) 別の事業所の訪問介護や通所介護

<p>ができる</p> <p>例) 胃ろうやバルーンカテーテル、在宅酸素などの医療依存度の高い利用者、末期がんなどを含むターミナルケア</p> <p>●利用者の状況や家族の状況などに合わせた柔軟な対応が可能である</p> <p>例) 短時間の通い、家族のレスパイトのために宿泊を利用</p>	<p>の利用者が、臨時的に「泊まり」だけを利用することができない</p> <p>●担当のケアマネジャーを変更しなくてはならないことが多い</p> <p>●重度の方が多いため、プログラムは一般の通所介護のほうが、活発である</p> <p>●豊かな経験と高い力量を持ったスタッフが必要。事業所の採算性確保の検討が必要</p>
---	--

③武蔵野市における看護小規模多機能型居宅介護の位置づけについて

平成30年3月に策定された第3期健康福祉総合計画における重点的取組みにおいて「新しい介護・福祉サービスの整備」が掲げられている。当該計画では、今後医療ニーズの高い市民がさらに増えていくと想定される中で、「さらに高まる医療ニーズに対応していくため、在宅の中・重度の要介護者を支える方策として医療機能を併設した小規模多機能型居宅介護（登録定員24～29名程度）の整備を推進します。」と明記されているとともに、同じく策定された高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画でも、重点的取組み4に「中・重度の要介護状態になっても“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”ことや、「さらに高まる医療ニーズに対応していくため、従来の施設サービスではなく、居宅サービスとも異なる、医療機能を併設した新しいサービスを整備します。」と明記されている。

武蔵野市の計画として看護小規模多機能型居宅介護の整備の推進を掲げており、積極的な整備を行うとしている中で、市では当面2か所の整備を目指すとしている。平成30年に、関前で「ナースケアたんぼの家」が開設され、もう1か所については、現在東部地区での整備が検討されている。

④本地で看護小規模多機能型居宅介護を整備することの妥当性

看護小規模多機能型居宅介護の整備が本地の利活用方法として妥当であるか、P3で述べた利活用検討における基本的な考え方に立ち返って検証したい。

まず、敷地の条件や地域特性を踏まえたうえで、本地で解決を目指すべき福祉機能として真に適するかという点であるが、吉祥寺東町地域は高齢化率が高く、今後ますます在宅介護支援サービスの必要性は高まっていくと考えられる。一方で、本地の敷地特性として、前面道路の狭さや交通規制による送迎の不便さがあり、不可能ではないが、真に適した土地であるとは言い難い。

次に、周辺環境との調和を考慮する。P3で述べた「施設配置の考え方」によると、本地は地域の方々が徒歩や自転車で訪れることを想定するコミュニティ圏施設が望

ましいと考えるが、当該サービスは車による送迎が必須となるため、この「施設配置の考え方」に沿わない。

さらに、ワークショップ等では「多世代交流」や「気軽に立ち寄れる」といったキーワードが要望として多く挙げたが、これらを実現する「多世代が交流できる敷居の低い施設」との複合化による交流は、免疫機能が低下した中・重度の要介護者が利用する施設においては、感染症リスクの高まりが懸念されることから、想定が難しい。多世代交流の場と看護小規模多機能型居宅介護の場を建物内で完全に分離することも考えられるが、本地にて目指す、各機能が有機的につながり、相乗効果を発揮する「掛け算」の考え方とは整合が図れない。

以上より、本検討委員会では、看護小規模多機能型居宅介護は必要性の高い施設であるものの、本地には適さないとの判断に至った。

⑤本検討委員会における看護小規模多機能型居宅介護の検討結果

今後、更に高齢化率が上昇し、看護小規模多機能型居宅介護のニーズが高まることは予想に難くない。市の計画でも整備推進が掲げられており、その重要性、必要性については認識されている。

しかしながら、本地利活用の基本的な考え方、さらに市内2か所目の整備が東部地区にて検討されていることを踏まえ、本地ではなく、別の適地にて早期に整備されることを強く要望し、本検討委員会の結論とする。

なお、本施設が「専門職に健康や暮らしの相談ができる場」として機能することにより、医療ニーズや居宅介護サービスを必要とする家族からの相談を受け、適切な関係機関とつなぐなど、在宅介護支援の役割を担うと考える。また、市の計画に基づき、東部地区にて看護小規模多機能型居宅介護が整備された際には、本施設との連携も期待できる。

IV 吉祥寺東町1丁目市有地を利用した福祉施設の目指すもの

かつて平井医院として地域医療を担っていた本地が、今後も地域の健やかなところとからだ、くらしを育む場として愛されるために、Ⅲ3にてまとめた「本地に求められる福祉施設コンセプト」に、Ⅲ4「さらに本地において求められる視点」で整理した不足している視点を加え、次の1～3に具体的な機能、4、5にハード・ソフトに求められる工夫を整理する。

1 健やかなくらしと交流を育む「食」の場

(1) 「食」を通して豊かで健康なくらしを育む場

孤食とそれに付随する食生活の偏りは、独居の高齢者、核家族を背景に日中一人で子育てをしている親、共働き家庭により一人で夕食をとる小中高生など、世代を問わず生じている課題である。

しかし、本地は原則として飲食店や店舗を建てるのが制限されている地域であるため、子ども食堂やコミュニティ食堂も含め、「食」を提供する場合には検討や工夫が必要である。同様の制限がかかる地域において現に「食」が提供されている事業としては「テンミリオンハウス」が挙げられるが、「食」を通じた健やかなくらしの支援としては、提供だけでなく、家に帰ってもからだによい食生活を継続できるよう、調理を学ぶ仕組みも有効である。

利用者がバランスのとれた食事メニューや調理を学び食事を共にする機会を設けることで、改めて「食」の大切さ、楽しさを知り、「食」に対する意識や食事作りへの意欲を高めるきっかけとなることを期待する。

(2) 「食」を楽しむ交流する場

多世代交流が実現するためには「食」を媒介とすることが有効である。利用者が居心地よく過ごすためにはほどよい距離感も重要であり、食事の場を共にすることによる、自然でゆるやかな多世代交流の実現を期待する。

「みんなで食べる楽しさ」を利用者相互で共有することで、からだの健康だけでなく、こころの健康にもつながると考える。

空間デザイン参考事例①

【建物概要】

空き家通りに子ども食堂を作り、人と人とのゆるやかな「つながり」を結び直すことで、子どもや若者、大人までが集う場所を目指している。

【デザインのポイント】

古い町屋を改修するにあたり、構造体を内部に挿入しながら、既存の構造体は極力活かし、どこか懐かしい雰囲気を残している。高さを抑えた天井が、子どもにとっても安心できる空間づくりの参考となる。



出典：(C) 阿曾芙実建築設計事務所

空間デザイン参考事例②

【建物概要】

4戸の集合住宅であり、1階に設けられた「広場」には水回りとガスレンジのほか、床暖房が設置されている。

【デザインのポイント】

1階を近所にも開かれた天井高5mの半外部ラウンジ“広場”として、週末のパーティや地域住人の発表会などに利用されている。半屋外の土間空間とすることで、交流しやすく、また、入りたくなる空間づくりの参考となる。



出典：(C) 西田司+中川エリカ/オンデザイン

2 敷居の低い相談の場

(1) 専門職に健康や暮らしの相談ができる場

健康や暮らしのことなど、身近なことを相談できる場は、年齢、性別、世代を問わず誰にとっても必要なものであり、いつでも予約無しに相談できる場があることは、地域の人々の心の拠り所となる。また、本施設における個々の機能を有機的につなげる役割を担うことも期待される。

本施設での相談機能は、看護師や社会福祉士等の専門職を配置することが重要であり、必要に応じて専門機関や市の相談・支援窓口と連携し、つなぐ役割を担うなど、本施設の核となる機能のひとつである。

さらに、この健康や暮らしの相談は医療との親和性が高い。ワークショップでも、もともとこの場所に地域医療の拠点である診療所があったことから、この場所に地域医療を望む声があったが、いつでも健康や暮らしの相談を受けられることができる体制を整えるためには、本施設と医療等の拠点との連携を図れる仕組みの検討が不可欠である。

(2) 敷居の低い居場所から相談につながる場

本施設に設ける相談機能に求められるのは、個別具体的な困りごとへのアドバイスだけでなく、漠然とした悩みを抱えているとき、心がすっきりしないときの、ただ聞いてもらうだけで気持ちが晴れるような何気ない相談も含まれる。

こうした相談へとつながるには、目的なく訪れることができ、居心地よく過ごせる場のあり方が望ましい。本施設が誰にとっても敷居の低い居場所として利用されることで、利用者同士で情報交換や悩みを語り合うといった、学び合い、支え合いの場となることが期待される。

空間デザイン参考事例③

【建物概要】

この施設は、がんになった人とその家族や友人など、がんに影響を受けるすべての人が、とまどい孤独なとき、気軽に訪れて、安心して話せたり、また自分の力をとり戻せるサポートも受けられる無料相談支援の場。

【デザインのポイント】

建築とランドスケープが一体的な環境をつくり、来訪者の不安を軽減するという考え方に基づいて、狭くても解放感が得られ、また、木肌を感じられる温かみのある内部空間となっている。「隣に座って話す距離感」を重視し、人に寄り添う空間が親密な雰囲気を生み出している。お茶を飲みながら気楽に話せる開放的な共有スペースや、天井高を抑えた一人になれるスペースが、気軽に安心して相談できる場として心地よい空間づくりの参考となる。



上記2点 写真提供：認定 NPO 法人マギーズ東京（転載不可）

3 多世代に広がるつながりの場

(1) 子育て世代が気軽に利用できる場

本地で目指す子育て世代の利用イメージは、0123吉祥寺や、吉祥寺東コミュニティセンターにて月2回実施している親子ひろばのそれではなく、子育て中の親子や若い世代を地域の重要な資源と捉え、この施設にやって来ることにより、多世代交流が促進され、この場自体が賑やかに活性化することを期待するものである。

子育て世代が入りやすい雰囲気づくりに加え、離乳食やアレルギー対応食を作るイベントの開催や、常設の相談機能があることで、既にできあがっている子育てグループなどに加わりにくいと感じていた親子にとっても、気軽に訪れることができる施設となる。相談を通して、0123吉祥寺との連携や必要な支援・サービスとつなげてもらうことができるなど、地域での居場所を見つけるきっかけとなる役割を期待する。

「ゆるやかな交流」「一人ひとりにあった柔軟な子育て」をテーマに、小さくて行きやすい場として子育てひろばの実施も検討の余地がある。

(2) 中高生が居場所を見つけられる場

不登校の課題を抱える中高生や、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子どもにとって、安心して過ごし、集うことができる家でも学校でもない第三の居場所があることは非常に重要である。

仮にそれが平日の昼間であっても通える場となることで、本施設の相談の場が、親や教師に相談できない悩みの受け皿として機能するほか、学校では出会えない様々な世代の人と関わることにより、地域での居場所を見つけられるといった効果が考えられる。

また、フリースクールや大学との連携による学習支援の実施や、ボランティアとして本施設のイベントに関わってもらうことで、達成感や自信を得て、将来を考えるきっかけとなることも期待したい。

(3) 高齢者がいきいきと活動できる場

高齢者の居場所としては、武蔵野市ではすでいきいきサロン事業やテンミリオンハウス事業が行われているが、吉祥寺東町はいきいきサロンが1か所のみ、テンミリオンハウスについては空白地域となっている。

本施設に高齢者も通い集うことで、地域の通所施設不足の解消が図れるほか、健康体操や長寿食を学ぶ講座などでは、相談に応じる専門職の関わりにより質の高いプログラムの実施が可能となる。

栄養バランスの優れた食事と適度な運動に加え、ここに来ることで話し相手が増え、生きがいや楽しさを見出し、日々のくらしが充実する場となることを願う。

4 多世代が集う多様な場

(1) 集まりたくなる魅力的な場の仕掛け

地域共生社会の実現や、多世代が集いたくなる場とするためには、利用者を限定しない開放的で入りやすい雰囲気づくりや、外からの視線を集めて呼び込める空間づくりが必要である。

吉祥寺の繁華街に近いという特殊性を反映し、おしゃれな空間とすることや、道路に近いところに魅力的な空間を作り「この施設は何だろう」と、自然と足が向かうような仕掛けを作ること、ゆとりある屋外空間の創出も多世代が訪れたい場づくりとして有効であると考えられる。

また、大人からの干渉を好まない中高生の居場所としては、外部から直接部屋に入ることができるような工夫や、階を分けながらも吹き抜けを介してゆるくつながるといった工夫が考えられる。

(2) 多様な空間による居場所をつくる

施設内の空間構成としては、「おおきな部屋」と「ちいさな部屋」を組み合わせ、複数の部屋を同時に使用できるほか、時間軸により利用主体が異なる活動に対応できるようにすることで、多様な居場所をつくる工夫が必要である。

「おおきな部屋」は、目的を持って訪れる人だけでなく「行けば何かあるかもしれない」という期待を持って、気軽に自由に利用できるフリースペースとしての利用を期待したい。自分達がやりたいことをやる、時にはお茶を飲みながらのおしゃべりサロンや息抜きカフェとして、時には健康体操や自主活動の発表など、自由な活動ができる場としての活用が想定される。これらの活動から学ぶ機会を得られることもあるだろう。通行人の視線を集めて呼び込むために、外から中の様子が見えるような工夫をすることも重要な要素である。

「ちいさな部屋」は、天井の高さを低く抑えることで、落ち着いた空間が創出され、身近な相談や、狭いスペースを好む子どもたちが好む空間が提供できる。

空間デザイン参考事例④

【建物概要】

「いわゆる介護施設」のような空間ではなく、木質のカフェのような空間を中央に設けることで、毎日通いたくなる、開放的かつ落ち着く空間も備えた福祉施設を目指している。

【デザインのポイント】

ラウンジを中央に設け、周囲にキッチン、和室等の機能を放射配置する事で適度な距離感で内外を繋いでいる。様々な仕様・規模の部屋を組み合わせることによって、多様な空間による居場所づくりの参考となる。



出典：(C)JDP GOOD DESIGN AWARD <http://www.g-mark.org>

空間デザイン参考事例⑤

【建物概要】

誰もが使用できる「見える化」された交流型の公共施設であり、外出につながる多様なきっかけや興味をまちなかに設えることで、人が集い、交流する場づくりを目指している。

【デザインのポイント】

長い縁側が、天候に関わらず誰でも気軽に立ち寄れる軒下として常に人で賑わい、「見える」市民活動の場となっている。外から中の様子が窺えることで、視線を集め呼び込める空間づくりの参考となる。



出典：(C)JDP GOOD DESIGN AWARD <http://www.g-mark.org>

5 誰もが担い手になれる仕組みづくり

(1) 支援の循環が生まれる場

第六期長期計画でも示されているように、これからの武蔵野市の福祉のあり方として、「支える側と支えられる側という関係性を越えて、誰もが地域活動の担い手となるよう、支え合いと活躍の場を広げていく」ことが重要である。

利用者としてイベント等に参加した者が、次のイベントではボランティアや担い手として活躍するなど、この場所での活動をきっかけに帰属意識が生まれ、地域とつながっていけるような、そんな支援の循環の仕組みが出来上がることを期待したい。

それは障害者や外国人であっても同様で、適切な理解と配慮をすることで、本施設での活動を通し主人公としての居場所を見つけていくことができるものとする。

(2) 障害者に対する合理的配慮

障害の特性に応じた対応をするために、バリアフリー、ユニバーサルデザインを取り入れることによる物理的配慮や心理的配慮を行うことが大切である。

情報提供や利用手続きについて図や写真を用いるなどの配慮や工夫も重要であり、担い手として施設活動に参加する場合には、施設のルールや慣行を柔軟に変更できるような運営が望ましい。

(3) 外国人との多文化共生

様々な翻訳技術を活用しながら多言語による情報提供を行うことで、多文化に対する理解や交流の機会を設けることができ、これまで地域に関わるものが少なかった外国人も来やすい施設となる。

彼らがこの場を居場所として認識することで、外国人同士のネットワークによる利用の拡大も期待できるほか、例えば母国料理をふるまう機会を設けるなどにより地域との交流が生まれ、災害時に孤立する危険性なども大きく減るものとする。

(4) 時間軸による使い分けを工夫する

多世代が利用する施設として欠かせない視点の一つとしては、生活時間帯の違いが挙げられる。

地域施設をこの場所に設けたときに、昼間の時間帯に地域で活動を行うことの多い高齢者や子育て中の親子にとっては、日常生活の一部として昼間の利用が多くなることが想定されるが、昼間の時間帯に地域外で活動を行っている働く世代にとっては、仕事帰りや休日等の利用が多くなることが想定される。

また、不登校等の課題を抱える中高生は、平日の昼間の利用も想定されるが、食や相談を通じた地域とのつながりを求める中高生は、学校帰りの夕方利用も想定される。

このように、多世代が集う多様な場を創出するためには、同じ空間や室を時間によって使い分ける工夫を検討するとともに、運営時間を変えるなど、管理に柔軟性を持たせる事も検討する必要がある。

(5) 地域への配慮

本地は、閑静な住宅地の中にあり、周辺住民の住環境に十分な配慮を要する。また、運営についても、利用者の出入り、施設の音や光、臭いなどに関して問題が生じないよう、施設が設置された場合の開所時間には配慮が必要である。

6 本地で目指す

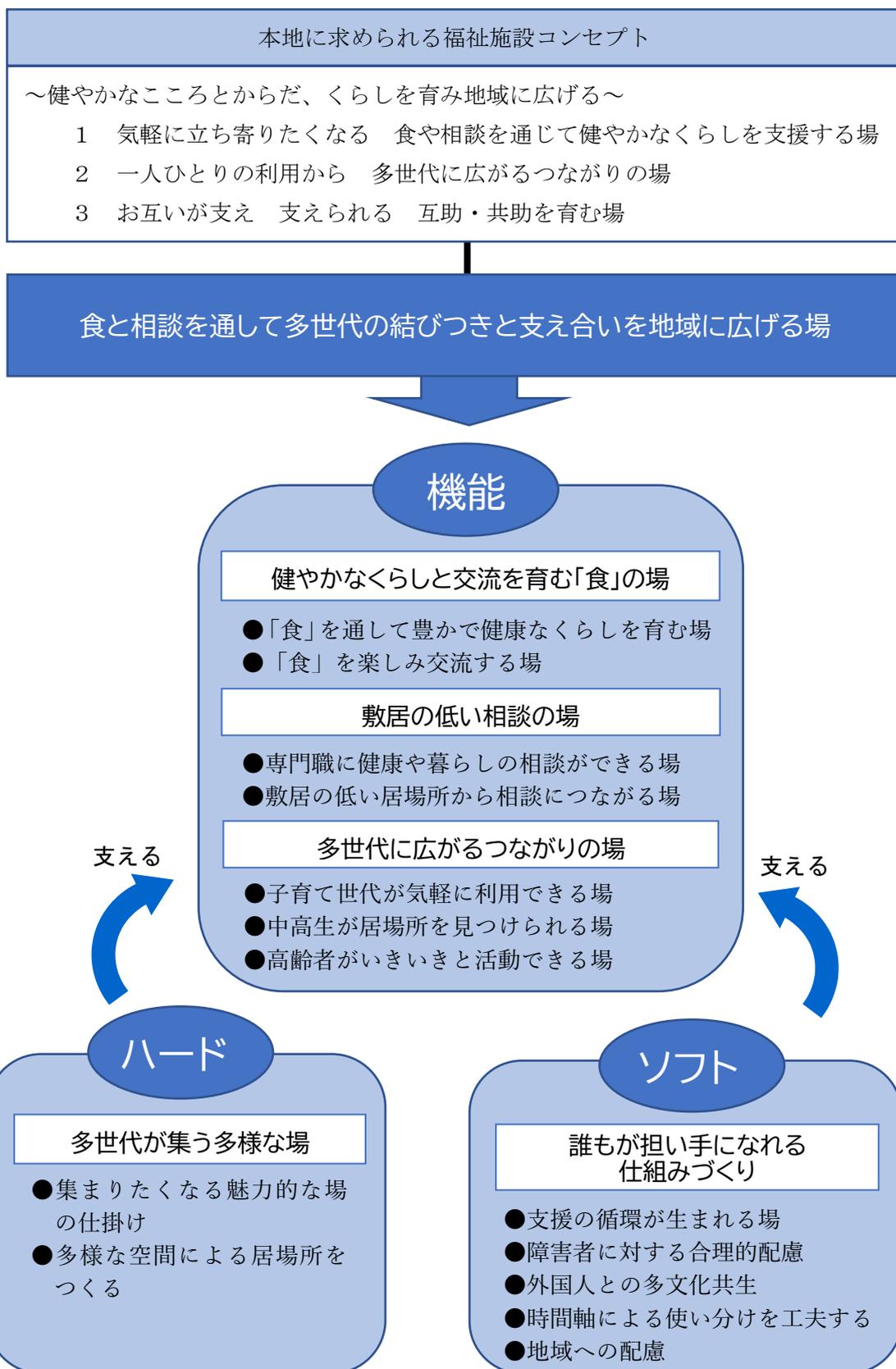
『食と相談を通して多世代の結びつきと支え合いを地域に広げる場』

1～5で述べた内容を、本地に求められる福祉施設コンセプト『健やかなところとからだ、くらしを育み地域に広げる』を実現するための施設のあり方としてまとめる。

まず、機能のあり方として、「食」と「相談」を核に、幅広い世代を対象とした機能が相互に連携し合うことが求められる。さらに、機能の連携による多世代交流、支援の循環を促進するためには、多様性を考慮し、誰もが居心地よく自由に過ごせる魅力的な空間のあり方、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れ、全ての人が担い手になれる配慮と柔軟性を持った運営のあり方が重要となる。

本施設が『食と相談を通して多世代の結びつきと支え合いを地域に広げる場』として愛され、訪れた全ての人々が交流しながら健やかなくらしを育み、人と人との関わりが重層的に交わり、結びつき、ここから地域全体に広がっていくことを願う。

【図表6 本地に目指す福祉施設のあり方】



V 今後について

1 庁内検討委員会の設置の必要性について

本検討委員会で提言する『食と相談を通して多世代の結びつきと支え合いを地域に広げる場』の実現には、社会情勢等の変化も考慮した柔軟な発想や運営が必要である。場合によっては新たな仕組みを構築する必要があるなど、武蔵野市にとってはチャレンジになるものと考えため、庁内検討委員会を設置し、運営主体や手法、施設規模等について検討を深掘りする必要がある。

特に、IVで示した『健やかなくらしと交流を育む「食」の場』、『敷居の低い相談の場』、『多世代に広がるつながりの場』といった本地に設ける3つの機能に加え、それを支えるハード的な『多世代が集う多様な場』の工夫や、ソフト面での『誰もが担い手になれる仕組みづくり』といった提言内容を実現するためには、運営主体の選定が重要である。

また、類似施設等を運営する事業者等へのヒアリングを行うことも含め、公民連携やクラウドファンディングなどについても十分に調査を行うことで、最適な運営手法や、施設規模についても検討を深めることができると考える。

検討の結果、持続可能な施設運営の仕組みが構築されれば、「武蔵野市ならではの地域共生社会の先駆的なモデル」として、ここから市内に広く展開していくことも期待できる。

最後に、今後の庁内検討に際しては、本検討結果を最大限尊重していただくとともに、しかるべき時期に、地域の方々へ検討内容の説明をし、同時にご意見を聞くことも心がけ、さらに内容をブラッシュアップさせ、地域に愛される施設開設を目指していただくことを望む。

参考

中間のまとめパブリックコメントの結果

No	項目	中間のまとめ該当頁	市民意見趣旨	委員会回答
1	概要	2	周辺状況図には、ムーバス最寄り停留所のほか、東町住民が活用している関東バスの停留所も記入していただきたい。	ご意見を踏まえ、報告書 P2 図表1「周辺地図」に関東バスの停留所を追記しました。
2	利活用の基本的な視点	3、17	利活用検討における基本的な視点として、『市内全域からの利用を想定する市全域圏の施設ではなく、地域の方々が徒歩や自転車で訪れることを想定するコミュニティ圏施設の設置が望ましいと考える。』と位置付けているのにも関わらず、本地で看護小規模多機能型居宅介護サービスを整備するのは矛盾ではないか。	ご意見を踏まえ、報告書 P16 の4 (5) ④「本地で看護小規模多機能型居宅介護を整備することの妥当性」において、「P3 で述べた「施設配置の考え方」によると、本地は地域の方々が徒歩や自転車で訪れることを想定するコミュニティ圏施設が望ましいと考えるが、当該サービスは車による送迎が必須となるため、この「施設配置の考え方」に沿わない。」と修正しました。
3	ショートステイ	4	特養のサテライトショートステイなどは検討されたのか。	ショートステイについてはワークショップにて要望に上がってりましたが、特別養護老人ホームのサテライトとして、ショートステイのみを設けることは制度上できないため、検討を行いませんでした。
4	運営主体	5	公民連携という形で地方行政の根幹である福祉を民間委託で乗り切ろうとする姿勢はいただけない。収支合理性が低くとも、必要な福祉は行政が主体的、目的的に計画をもつ	P5 の4 (3) の「サウンディング型市場調査」は、ワークショップで参加者から提案された機能を基に、民間事業者が参入可能かどうかを調査したものをまとめたものであり、公民連携で事業を進めることを決定したものではありません。

No	項目	中間の まとめ 該当頁	市民意見趣旨	委員会回答
			てその実現と運営にあたるべきと考える。	ありません。 なお、公民連携はより良い公共サービスを提供するために行政と民間が協力することであり、事業目的を達成するために最適な手法を選択することが重要であると考えます。本地においては収益性の確保を第一の目的とするのではなく、地域に必要なサービスを提供するための手法は何かということ来年度設置される庁内検討委員会で見極めを行うべきであると考えます。
5	災害対策	14	どのような施設になっても、災害対策は必要。井戸、自家発電（自然エネルギーを利用する）、非常用トイレ、バーベキュー以外の煮炊き訓練設備など。	本施設は学校施設と同様の避難所となるものではないため、災害用井戸や非常用トイレの設置は考えていませんが、環境配慮のためソーラーパネルの設置は検討の余地があると考えます。なお、詳細な検討については来年度開始する庁内検討委員会の議論を待ちたいと思います。
6	近隣配慮	14	バーベキューは近隣住民の同意を得ることが絶対条件なので、実現性が低いと考える。	ご意見を踏まえ、報告書P14の4(2)「庭の活用を通じて醸成する互助・共助のしくみ」について、内容を改めました。
7		14	バーベキューについては、多分難しい。隣家に認めてもらう交渉は誰がやるのか。近隣での屋外バーベキューは、例がない。	
8		14	バーベキューは近隣への配慮という点でははなはだ疑問です。	

No	項目	中間の まとめ 該当頁	市民意見趣旨	委員会回答
9	コミュニティ	15	東部地区には、本町コミセン・東コミセン・本宿コミセンがあり、これらとは違う東部地域のニーズにあった機能を持ったものが欲しい。	報告書 P15 の 4 (4) 「地域のコミュニティセンターとの役割分担・連携」では、機能重複が無いよう役割分担を行うとともに、相互に連携する仕組みについて言及しています。 また、報告書 P27 の 6 で「本施設が『食と相談を通して多世代の結びつきと支え合いを地域に広げる場』として愛され、訪れた全ての人々が交流しながら健やかなくらしを育み、人々との関わりが重層的に交わり、結びつき、ここから地域全体に広がっていくことを願う。」としてまとめました。
10		15	コミュニティの場合はコミセンだけではない。重層的なコミュニティについても記載したらどうか。	
11	在宅介護支援	17	東町は診療所がないので、介護と看護を支える福祉機能が欲しい。	報告書 P17 の 4 (5) ⑤で看護小規模多機能型居宅介護施設を、「2か所目の整備が東部地区にて検討されていることを踏まえ、本地ではなく、別の適地にて早期に整備されることを強く要望」するとしてうえて、「本施設が『専門職に健康や暮らしの相談ができる場』として機能することにより、医療ニーズや居宅介護サービスを必要とする家族からの相談を受け、適切な関係機関とつなぐなど、在宅介護支援の役割を担うと考える。」としています。
12		17	在宅介護が今後増えると思われるが、支える家族は少ないのが実情である。家族支援が必要だと思われる。	
13		17	入浴や排せつのケアが必要である。	
14		17、23	看護小規模多機能型居宅介護サービス（相談機能常設）を要望する。現在吉祥寺東町には高齢者対象の施設と入院可能な病院が1か所もない。せめて、介護や医療についての相談だけでもできる場所があれば、要介護者・患者とその家族たちは救われると思う。	

No	項目	中間の まとめ 該当頁	市民意見趣旨	委員会回答
15	在宅介護支援・多世代交流	17、21	看護小規模多機能型居宅介護サービスと多世代の人々が自由に使えるサービス施設を希望する。	報告書 P16 の 4 (5)④で、本地の立地特性上、真に適した土地とは言い難いということ、市の施設配置の考え方に沿わないこと、多世代型の複合施設となると、免疫機能が低下した中・重度の要介護者が利用する施設においては、感染症リスクの高まりが懸念されることから想定が難しいとまとめました。
16		17	在宅の要介護者とその家族へのサービスとして、看護小規模多機能型居宅介護サービスが望ましい。高齢者が多いこの地域のニーズに合致している。他の看護小規模多機能型居宅介護サービス施設を見ても、概ね本地と同程度の 200 坪くらいの規模である。前面道路の幅員が狭くても、2～3 台の送迎用軽自動車容易に安全に発着できる。	多世代交流の場と看護小規模多機能型居宅介護施設を完全に分離することも考えられますが、本地で目指す「各機能が有機的につながり、相乗効果を発揮する「掛け算」の考え方」との整合も図れないため、検討委員会では、本サービスは必要性の高い施設ではあるものの、本地には適さないとの判断に至りました。
17	在宅介護支援・相談・孤食・多世代交流	17、18、21、23	東町に一番不足している施設は何か。住民が一番あったら良いと思っている施設は何か。ワークショップで一番希望が多かった施設は何か。ここに必要な施設は「看護小規模多機能型居宅介護サービス」だ。在宅介護推進政策に転換され、看護小規模多機能型居宅介護サービスの必要性はどんどん深まっている。駐車スペースや交通規制、採算性などの課題があるとの報告があったが、軽自動車 2～3 台で稼働している施設も	看護小規模多機能型居宅介護については、No. 15 に記載のとおりです。「病気に関し専門家に相談できる暮らしの保健室」については、報告書 P20 の 2 (1)にて、「本施設での相談機能は、看護師や社会福祉士等の専門職を配置することが重要であり、必要に応じて専門機関や市の相談・支援窓口と連携し、つなぐ役割を担うなど、本施設の核となる機能のひとつである。」としました。「孤食対策として子ども食堂があったら良い」という事に関しては、報告書 P18 の 1 (1) (2)にて、対象を子どもに限定せず「孤食とそれに付随する食

No	項目	中間の まとめ 該当頁	市民意見趣旨	委員会回答
			ある。まずは看護小規模多機能型居宅介護サービス、そして病気に関し専門家に相談できる暮らしの保健室、孤食対策として子ども食堂があったら良いと思う。駐車スペースや若者の居場所が必要なら地下を作れば解決するだろうし、中途半端なものを作って利用されないよりは、多少予算がオーバーしても、多世代が集う素敵な施設を作っていたきたい。	生活の偏り」は、「世代を問わず生じている課題である」ため、「食」を通じて健やかなくらしの支援をし、「提供だけでなく、家に帰ってもからだに良い食生活を継続できるよう、調理を学ぶ仕組みも有効」であり、「みんなで食べる楽しさ」を利用者相互で共有することで、からだの健康だけでなく、こころの健康にもつながると考える。」としました。 今後、地域に愛される施設とするため、来年度設置される庁内検討委員会に規模や運営手法等について検討を委ねたいと考えています。
18	在宅介護整備	17	一部に強い要望のあった看護小規模多機能型介護サービスが否定されたのなら、妥当だと思う。 「1か所の整備を市の東部地区で検討していることに注視」との文言を汲み取りかねる。	検討委員会では、本サービスは必要性の高い施設ではあるものの、本地には適さないとの判断に至りました。（詳細はNo. 15をご参照ください。） 「1か所の整備を市の東部地区で検討していることに注視」という表現については、報告書P17の4(5)⑤で看護小規模多機能型居宅介護を、「市内2か所目の整備が東部地区にて検討されていることを踏まえ、本地ではなく、別の適地にて早期に整備されることを強く要望」といった表現に改めました。
19	独居高齢者見守り	18	独居高齢者を見守れる機能が必要だと思う。	報告書P18の1(1)に、独居高齢者への支援として、「孤食とそれに付随する食生活の偏り」の解消について、また、P20の2(1)で、「本施設での相談機能は、看護師や社会福祉士等の専門職を配置することが重要であり、必要

No	項目	中間の まとめ 該当頁	市民意見趣旨	委員会回答
				<p>に応じて専門機関や市の相談・支援窓口と連携」するとともに「医療等の拠点との連携」の仕組みの検討が必要であるとしました。これら、食事の支援や相談機能により、独居高齢者の暮らしをサポートしたいと考えます。</p>
20	食	18	<p>「食」を媒介としたゆるやかな世代間交流の場はコミュニティを形成するうえで大切な機能を有すると思う。様々な使い方ができるような柔軟性を持たせる設計になるよう希望する。</p>	<p>報告書 P23 の 4 (1) にて「集まりたくなる魅力的な場の仕掛け」や、(2)「多様な空間による居場所をつくる」において、ハード面での工夫を記載するとともに、P26 の 5 (4) では、「管理に柔軟性を持たせる事も検討する必要がある。」といったソフト面での記載も行いました。</p> <p>今後、施設の具体的な設計にあたっては、様々な使い方ができるような柔軟性を持たせる設計を期待しています。</p>
21	食	18	<p>施設の目指すもの一般論としては問題ない。ただ、この地域は、40年、50年の長きにわたって、民生委員、児童民生委員、福祉の会関係者、コミュニティ関係者などがずっと気にかけていながら、掴みきれないのが、「食堂」の対象者となる子どもや独居高齢者がどれくらいいるのかということだった。本当に強い要望があるのか。月に1度か2度のみんなの食堂なら分かるが、これほどまでに「食」が前面に躍り出てきたのはテンミリオンハウス誘導ではないの</p>	<p>多世代交流を実現させるための媒介として、「食」は本施設に欠かせない要素と考えます。武蔵野市では「食」を提供する仕組みとして「テンミリオンハウス事業」がありますが、報告書 P18 の 1 (1) (2) にて、新たな仕組みとして、対象を子どもや独居高齢者に限定せず「孤食とそれに付随する食生活の偏り」は、「世代を問わず生じている課題である」ため、「食」を通じた健やかなくらしの支援」をし、「提供だけでなく、家に帰ってもからだに良い食生活を継続できるよう、調理を学ぶ仕組みも有効」であり、「みんなで食べる楽しさ」を利用者相互で共有することで、からだの健康だけでなく、</p>

No	項目	中間の まとめ 該当頁	市民意見趣旨	委員会回答
			か。	こころの健康にもつながると考える。」としました。
22	相談	23	「暮らしの保健室」的な相談できるところは切望します。手続きにつながる相談の前に、自分でもよくわからない、未整理な具合悪さや、こうしたら変わるのではというようなことも多く、専門職の関与が絶対要ります。	ご意見のとおり、報告書 P20 の 2 (1) 「専門職に健康や暮らしの相談ができる場」では「看護師や社会福祉士等の専門職を配置することが重要であり」と表現を工夫したうえで、(2)で「漠然とした悩みを抱えているとき、心がすっきりしないときの、ただ聞いてもらうだけで気持ちが晴れるような何気ない相談も含まれる。」と敷居の低い相談の場であることを記載しました。
23	担い手育成	25	非営利活動の創業支援などこれまでに武蔵野市にないタイプの施設を期待する。今、武蔵野市は自治の担い手こそが大事になっており、あのような住宅街には、まさに自治を育むための創業支援的なものがあるとよい。コミュニティや福祉のソフト企画・提供ができる団体の育成や非営利産業化の中心的な役割を担ってほしい。	ご意見を踏まえ、報告書 P27 の 6 「本場で目指す『食と相談を通して多世代の結びつきと支え合いを地域に広げる場』」において、「訪れた全ての人々が交流しながら健やかな暮らしを育み、人と人との関わりが重層的に交わり、結びつき、ここから地域全体に広がっていくことを願う。」と記載を追加しました。

No	項目	中間の まとめ 該当頁	市民意見趣旨	委員会回答
24	外国人・ 障 害 者	25	内容に賛同する。外国人住民にも障がいをお持ちの方にも使いやすい施設を検討してほしい。	報告書 P25 の 5 (2) 「障害者に対する合理的配慮」 や、 (3) 「外国人との多文化共生」 に記載の工夫により、外国人や障害者にも利用しやすい施設を目指します。
25	具 体 的 な 場 の あ り 方	26	中間のまとめ P26 の「図表 6 本地に目指す福祉施設の具体的な場のあり方」の図について、せっかく具体化されたのに、最後抽象化に戻っているのは違和感がある。	ご意見を踏まえ、報告書 P28 の図表 6 を修正しました。
26	地 域 と の 対 話	28	地域に今後の推移の、きめ細かい説明をお願いしたい。	今後市に設置される庁内検討委員会にて詳細な検討が進められ、適切な時期に地域に説明がなされるものと考えます。
27		28	本地に何ができるか関心は持っていますが、ほとんどの方がこの中間まとめをご存知ない。中間報告会を開き、地域の方々の生の声を聞いていただきたい。	
28		28	今後は庁内検討委員会を設置し、地域とのやりとりを重ねて、最終の案を作してほしい。	
29	運 営 主 体	28	事業者の選定に当たっては、安易な丸投げではなく、きめ細かい指導相談に対応できる事業者が望ましい。	今後市に設置される庁内検討委員会における運営主体も含めた詳細な検討を待ちたいと思います。
30	他 市 有 地 連 携		東町 1 丁目 2 丁目に市が購入・所有し、他の未利用土地との相互に連携できる活用が望ましい。	本検討委員会の所管事項である吉祥寺東町 1 丁目市有地の利活用について検討を行いました。
31	全 般		よくまとめられていると思いますが、これまでの意見を総花的に入れただけになってい	ご意見を踏まえ、報告書 P4 の 3 (3) にて「本地においては、単に複数の機能を 1 つの建物に集約する「足し算」

No	項目	中間の まとめ 該当頁	市民意見趣旨	委員会回答
			るのが残念に思う。	の考え方ではなく、各機能が有機的につながり、相乗効果を発揮する「掛け算」の考え方を持つことで、多様な人々が集まり交流が生まれ、支え合い、居心地よく過ごせる場を目指すものとする。」と複合化による相乗効果の考え方を明確にしました。
32	全般		一言でいうとどのような福祉施設なのかわかりづらい。	<p>本施設は、既存の枠にとらわれない新しいタイプの福祉施設と捉えていますが、ご意見を踏まえ P27 に 6「本地で目指す『食と相談を通して多世代の結びつきと支え合いを地域に広げる場』として文章でまとめたうえで、中間まとめの P26 図表 6 で『多世代型の交流福祉施設』としていた抽象的な表現を、報告書 P28 の図表 6 では『食と相談を通して多世代の結びつきと支え合いを地域に広げる場』に改め、「機能」とそれを支える「ハード」と「ソフト」に整理しました。</p> <p>また、本施設に設ける機能は『健やかなくらしと交流を育む「食」の場』、『敷居の低い相談の場』、『多世代に広がるつながりの場』であることを明確に表現しました。</p>

武蔵野市吉祥寺東町1丁目市有地利活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 福祉の目的に利用することを条件に遺贈を受けた武蔵野市吉祥寺東町1丁目12番地の市有地（以下「市有地」という。）について、地域に愛される施設を設置するため、武蔵野市吉祥寺東町1丁目市有地利活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を武蔵野市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 市有地に設置する施設の用途に関する事項
- (2) 設置する施設の複合化及び多機能化に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市有地の利活用について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者3人以内
- (2) 公募による武蔵野市民
- (3) 吉祥寺東コミュニティ協議会を代表する者
- (4) 東部福祉の会を代表する者
- (5) 総合政策部長
- (6) 健康福祉部長
- (7) 子ども家庭部長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が委員の中からこれを指名する。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から令和2年3月31日までとする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年

2月武蔵野市条例第7号) 第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総合政策部資産活用課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年7月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

用語集

No.	該当頁	用語	説明
*1	P 4	地域共生社会	国では「制度・分野や、支え手・受け手といった関係を超えて、地域住民や多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である地域共生社会を目標に掲げている。この地域共生社会は本市が進めてきた地域リハビリテーションの理念との共通点がみられるため、武蔵野市においては「武蔵野市ならではの地域共生社会」として、全ての市民が、その年齢、状態、国籍にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられる社会と捉え、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した継続的かつ体系的な支援を行っていく。このことによって、高齢者、障害者をはじめ、全ての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる、支え合いのまちづくりを推進する。
*2	P 4	暮らしの保健室	病気や介護、日常のちょっとした困りごとなどの相談事業を中心に、ストレッチや手芸などの講座、医療・介護・福祉の専門職の勉強会など幅広い事業を実施し、各分野の連携の場としての機能を備えた施設。相談事業は、対象は限定されず予約も不要のため、いつでも誰でも利用ができるという特徴がある。医療法人から派遣された看護師のスタッフが常駐しているが、かつての利用者が今度はボランティアとして活躍するなど、支援の循環が生まれる場にもなっている。
*3	P 4	マギーズ東京	がん患者やその家族を支援する施設。イギリス発祥で、世界に 20 数箇所のマギーズがあり、日本では豊洲にマギーズ東京がある。臨床心理士や看護師などのプロによるカウンセリング

			や、栄養、運動の指導など、専門的な支援を受けられるほか、こだわりの空間でただお茶を飲んで一息つくなど、居場所としても利用されている。病院でも家でもなく第二の我が家のような場所で、主になんかに関わる人の精神ケアを目的としている。利用料は無料。事業運営は全て寄付により賄われている。
*4	P4	看護小規模多機能型居宅介護	「小規模多機能型居宅介護」に「訪問看護」を組み合わせたサービスで、デイサービスを中心に、ショートステイや訪問介護、訪問看護を1つの事業所が一体的に提供する。医療ニーズの高い利用者に対応できる。
*5	P15	ターミナルケア	ターミナルケアは、病気で余命わずかの人をはじめ、認知症や老衰の人たちが、人生の残り時間を自分らしく過ごし、満足して最期を迎えられるようにすることを目的に、治療による延命よりも、病気の症状などによる苦痛や不快感を緩和し、精神的な平穏や残された生活の充実を優先させるケアである。
*6	P15	レスパイトケア	「レスパイト (Respite)」とは「小休止」を意味する言葉である。介護にあたる家族が一時的に介護から解放されるよう、代理の機関や公的サービスなどが一時的に高齢者の介護をおこない、家族に休息を取ってもらうようにするための措置をレスパイトケアという。

武蔵野市吉祥寺東町1丁目市有地利活用検討委員会 委員名簿

区分	氏名	所属等
学識経験者	栗田 充治 ◎	亜細亜大学名誉教授
学識経験者	山井 理恵 ○	明星大学人文学部教授
学識経験者	青木 茂	株式会社青木建築工房代表取締役
吉祥寺東コミュニティ協議会	青木 一郎	代表
東部福祉の会	栃折 暢子	会長
一般公募	中村 靖子	
市（総合政策部）	山本 芳裕	総合政策部長
市（健康福祉部）	森安 東光	健康福祉部長
市（子ども家庭部）	伊藤 英穂	子ども家庭部長

◎：委員長 ○：副委員長

武蔵野市吉祥寺東町1丁目市有地利活用検討委員会報告書

令和2年3月

発行 武蔵野市吉祥寺東町1丁目市有地利活用検討委員会

事務局 武蔵野市総合政策部資産活用課

所在地 〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号

電話 0422-60-1973